

国立市立国立第二中学校 P T A 会則

第一章 総則

- 第一条 本会は、東京都国立市立国立第二中学校PTAと称し、事務所を国立第二中学校内におく。
(団体所在地:東京都国立市富士見台 3-30 国立第二中学校内)
- 第二条 本会は、学校と家庭とが一体となり、なお社会の協力を得て、民主教育の達成と、生徒の幸福の増進につとめるとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第二章 方針と活動

- 第三条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 第四条 本会は、非営利的、非宗教的、非党派的であって、本会の名称も役員名も、営利的関係
或いは党派的関係に利用してはならない。
- 第五条 本会は、生徒の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。
- 第六条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けてはならない。
- 第七条 本会は、学校ならびに関係方面に、意見の具申、参考資料の提供を行うが、直接に学校運営
教職員の人事に干渉しない。
- 第八条 本会は、第二条の目的を達成するために次の活動をする。
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 よい保護者、よい教職員になるようにつとめる。2 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の生活を補導する。3 生徒の生活環境をよくする。4 民主教育の理解を深め、これを推進する。5 学校の教育的環境の整備をはかる。6 会員相互の親睦をはかる。7 その他、必要な活動をする。 |
|---|
- 第九条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に協力する。

第三章 会員

- 第十条 本会は、生徒の父母又はそれに代わる人(以下保護者という)及び教職員を以て会員とする
- 第十一条 本会の会員は、会費を納めるものとし、その額及び方法は総会で決める。但し、特別の事情ある会員に対しては、運営委員会の承認を得て、減額又は免除することができる。
- 第十二条 会員は、すべて平等の義務と権利を持つものとする。

第四章 会計

- 第十三条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金を以てこれにあてる。
- 第十四条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第五章 執行部役員

- 第十五条 本会に次の執行部役員をおく。

会長	一名 (保護者)
副会長	三名以上 (保護者二名以上、教職員一名)
書記	三名以上 (保護者二名以上、教職員一名)
会計	三名以上 (保護者二名以上、教職員一名)

- 第十六条 執行部役員は、他の執行部役員、正副委員長を兼ねることができない。
- 第十七条 執行部役員は、会員の中から選出する。但し、教職員の場合は、教職員の互選によって選出し、総会で承認を得るものとする。
- 第十八条 執行部役員の任期は、一年とする。年度途中執行部役員になったものの任期は前任者の残存期間とする。
- 第十九条 執行部役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、執行部会、運営委員会を招集し会計監査委員、選出委員の会議を除くすべての会議に出席して意見を述べることができる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは、その代理をする。
- 3 書記は、会務を整理し、総会、執行部会、運営委員会の議事を記録し、その他の事務を行う。
- 4 会計は、会計事務を処理する。決算書は会計監査委員会の監査を経て総会に報告する。

第六章 会計監査委員会

- 第二十条 本会の会計を監査するために、三名(保護者二名、教職員一名)の会計監査委員をおく。会計監査委員は会員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。
- 第二十一条 会計監査は、年二回以上行う。
- 第二十二条 会計監査委員は、他の執行部役員、委員を兼ねることができない。その任期は執行部役員に準ずる。

第七章 選出委員会

第二十三条 執行部役員及び会計監査委員の選出に関する事務を処理するため、選出委員会を専門委員の中におく。

第八章 総会

第二十四条 総会は、本会の最高議決機関であつて、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度初めに、臨時総会は必要の都度開く。

第二十五条 1 総会は、全会員の五分の一以上の出席を以て成立する。委任状も認める。

2 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 但し、会則の改廃については出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

第二十六条 総会には、次の事項を討議する。

- 1 年度事業報告、年度決算報告
- 2 会則改正
- 3 新執行部役員の選出、承認
- 4 新年度の事業計画及び年度予算
- 5 その他必要な事項

第二十七条 運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の五分の一以上の要請がある場合には臨時総会を開かなければならない。

第二十八条 総会の日時、場所及び議題は、三日前までに通知しなければならない。

第九章 運営委員会

第二十九条 運営委員会は、本会会則及び総会の委任事項を執行するため、執行部役員、専門委員の各委員会の代表二名、クラス委員の各学年・A組の代表二名、及び教職員若干名を以て構成する。

第三十条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第三十一条 運営委員会の任務は、次のとおりである。

- 1 年度計画案
- 2 総会に提出する議案を作成し、又、総会から委任された事項を処理する。
- 3 予備費の支出、その他の収入の受け入れを決定する。
- 4 新年度の予算決定までの暫定予算案を作る。
- 5 執行部役員に欠員の生じた場合には、その処理に当たる。
- 6 その他、緊急事項を処理する。

第三十二条 運営委員会は、原則として各学期二回開く。但し、構成員の四分の一以上の要請のある時は、臨時に招集しなければならない。

第三十三条 1 運営委員会は、構成員の三分の一以上の出席によって成立する。

2 議決は、出席者の過半数を以て決定する。

第十章 委員会

第三十四条 執行部会は、執行部役員を以て構成する。執行部会は、運営委員会に提出する議事等を審議しまた、緊急事項を処理し、運営委員会に報告承認を求める。

第三十五条 本会の会則に定められた活動を計画実施するために次の委員会をおく。

1 専門委員会	2 クラス委員会	3 実行委員会
---------	----------	---------

第三十六条 委員会は、構成委員の三分の一以上の出席によって成立する。

第三十七条 委員会についての必要な事項は、細則で決める。

第十一章 付則

第三十八条 本会の運営に関し、必要な細則は、会則に反しない限り運営委員会で定める。

第三十九条 運営委員会で、細則を改廃した場合は、これを総会に報告しなければならない。

第四十条 校長は、本会の会議に出席して、発言することができる。

第四十一条 本会の事務所に次の帳簿を備え、会員にいつでも公開する。

1 会員名簿	2 記録簿	3 会計簿	4 会費徴収原簿	5 備品台帳
--------	-------	-------	----------	--------

第四十二条 本会則は、昭和34年5月23日より施行する。

本会則は、昭和43年4月27日 一部改正。

本会則は、昭和49年5月18日 一部改正。

本会則は、昭和50年5月17日 一部改正。

本会則は、昭和51年11月11日 一部改正。

本会則は、昭和61年5月24日 一部改正。

本会則は、平成5年5月6日 一部改正。

本会則は、平成9年5月31日 一部改正。

本会則は、平成10年5月30日 一部改正。

本会則は、平成16年5月21日 一部改正。

本会則は、平成23年3月10日 一部改正。

本会則は、平成25年3月 8日 一部改正。

本会則は、平成26年3月 6日 一部改正。

本会則は、平成30年3月 9日 一部改正。

本会則は、平成30年5月12日 一部改正。

本会則は、令和2年6月1日 一部改正。

本会則は、令和3年4月24日 一部改正。

細 則

第一条 委員の構成は、次のとおりとする。
委員は、学級ごとに専門委員、クラス委員各二名を選出する。この委員は次の委員会の構成員となる。

- | | |
|----------|---|
| 1 専門委員会 | 専門委員会として、(1)環境総合委員会、(2)給食委員会
(3)広報委員会(4)選出委員会をおく。各委員会内の互選によって
正副委員長を選出する。 |
| 2 クラス委員会 | 一学年、二学年、三学年、A組に分かれて活動する。それぞれ
互選によって副委員長を選出する。 |
| 3 実行委員会 | 必要に応じて臨時に組織される。委員会内の互選によって
正副委員長を選出する。 |

第二条 各委員長は、それぞれの委員会を必要に応じて招集することができる。

第三条 クラス委員長は、必要ある場合、その学年やクラスに属する会員を招集することができる。

第四条 教職員は各委員会、集会に出席し発言することができる。なお連絡調整のため、若干の各係をおく。

第五条 会員及び生徒に弔意を表す額は次のとおりとする。

生徒、生徒の保護者、教職員が死亡した場合	10,000円
----------------------	---------

第六条 選出委員会とA組クラス委員会は、必要に応じて運営委員会への臨時出席を可能とする。